

佐賀藩の点役方小庄屋

城 島 正 祥

【要約】 佐賀藩で配分地（知行地）の村々には、一つの村に石方庄屋と点役庄屋の二人の小庄屋が置かれていた。本来点役庄屋は石方庄屋より優位の庄屋であつたが、次第に石方庄屋に圧倒され、後期には小庄屋の格を失い、幕末には郷にまどめられて、大庄屋が兼任することが多かつた。点役庄屋の主な職責には夫役の賦課・夫料米の取立ての外に、本来夫料米としての意味をもつた反米や大小庄屋料・竹木買料等の取立てがあり、また夫役に無関係のことに運上銀等の取立てがあつた。これらはその一部或は全部が本藩の収入となる性質のもので、配分地の小庄屋も点役庄屋の方は本藩の息がかかつていた。しかし配分も大配分になると相当大幅の自治権があり、大配分地の点役庄屋の立場は双方に挟まれて時には微妙なものがあつたらしい。

一 点役庄屋と在来の文献

佐賀藩の点役庄屋については、「芙蓉旧話」「鍋島直正公伝」「小城郡誌」等に僅かながら触れられている。しかしこれら著書の関係箇所を通覧すると全く当惑してしまふ。一体点役庄屋とは大庄屋か小庄屋か、村毎の庄屋か郷毎の庄屋かさえ分らない。それにしてもこれらの著書は、旧藩士としての体験や今では既に得難くなつた古老からの聞き取りに従つたのだとすれば、やはり貴重な文献であらう。

① ここで言う佐賀藩には本藩の外に小城・蓮池・鹿島の三支藩を含ませることにする。この意味の佐賀藩領で、蔵入地に対する配分地（知行地）には大小の区別があり、大配分には相当の自治がゆるされた。三支藩も大配分に含まれ、支藩と他の大配分の差は幕府から藩としての待遇をうけたか否かに係るだけである。点役庄屋の設置範囲は支藩領以下の大配分地・小配分地である。

② 『芙蓉旧話』（永田暉明著・明治三十九年）大庄屋（四名）庄屋の上位に在て我封内の農民に頒つ所の命令を各村の庄屋に配布し及び反米役米を収め宗藩に収むるを掌る。神埼郡一名藤津

那一名竹島郡二名を置く。宗藩に於て之を命じ点役庄屋と称す。『鍋島直正公伝』（久米邦武著・大正八年）（大庄屋は）依然としてその下に天役莊屋並に各村の小庄屋を統属し来る既に二百年。『小城郡誌』（小城郡教育会編・昭和八年）庄屋の部下に村役あり散使あり又点役といふのもある。点役は庄屋よりも大庄屋の手先たるかの如き風ありて、専ら戸籍に關する事務を掌り、佐賀の本藩と何事かの關係あるかの如く、頗る勢威ありて点役庄屋と呼び或は小庄屋と言はれたこともあるとは原与蔵君の談話である。

『芙蓉旧話』は蓮池藩の歴史「蓮池日史略」の付録で、著者は恐らく旧蓮池藩士であろう。印刷にはなつていない。『神埼郡郷土史』（大正四年・神埼郡教育会刊は）『芙蓉旧話』のこの箇所を全文を借用しながら、書名も著者名も断つていない。『鍋島直正公伝』は享和元年佐賀藩で大庄屋を廃止したと言う一節で、著者の久米邦武博士は旧佐賀藩士でもあつた。

二 点役庄屋の沿革

点役庄屋について私見を述べるには、まず在来の説が互に矛盾したようにとれる点から問題にすることにして、点役庄屋の沿革から始めたい。

管見の限り、点役庄屋の名の初出の史料は元禄五年の佐賀藩郡方手頭^③であり、そこには配分地点役庄屋に対する点役除が規定されている。しかし別に蔵入地点役庄屋の名は見えないことは、点役庄屋

の設置区域が配分地に限られていたことを推定させる。またこの郡方手頭は明暦三年に歿した初代佐賀藩主鍋島勝茂の残した藩法「烏ノ子帳」の郡代定^④に改訂を加えたものであるが、この方には点役庄屋の名が見当たらない。従つてその当時までは、實質的にはとにかくとして、少くとも点役庄屋と言う名の庄屋は無かつたであらう。

それでは点役庄屋は元禄に始まつたかと言つと、まだ考えねばならないことがある。点役庄屋では無いが、石庄屋の名が管見の限りでも、小城藩日記で早く天和二年の条に見えるからである。この石庄屋が配分地の村で点役庄屋とならんで置かれていた小庄屋であることについては、まず宝暦六年の小城藩の郡奉行勤格式を引いて置こう。ここでは石庄屋でなくて石方庄屋になつてゐるが、点役庄屋が点役方小庄屋と呼ばれたりすると同様である。ところで小城藩間帳や郡方間帳では村役人に失態があつて処罰される申渡が数多く見られるが、その中で石方庄屋と点役庄屋が共に処罰される申渡に、点役庄屋に対する石方庄屋は単に庄屋と肩書された例はある。しかし逆に石方庄屋に対し点役庄屋を単に庄屋と肩書した例は見当らない。このことから断定を急ぐならば、天和二年すでに石庄屋があつた以上は、点役庄屋と呼ぶ庄屋もあつたであらう。しかしそのような断定は間違いないであらうか。更めて宝暦六年の勤格式を見ると小庄屋に対する八ノ口の給米を点役庄屋に五ノ口・石方庄屋に三ノ

口と分割している。一口は1%の意味で、八ノ口とは8%すなわち千石に八十石であるが、それを小庄屋の間で分割するのに、点役庄屋の方が多いことは、この時にはまだ点役庄屋と石方庄屋の關係は共に小庄屋だとは言え、何れかと言えば点役庄屋の方が優位にあつたことを認めねばならない。更に時代を稍さかのぼつて、元禄五年の郡方手頭で見ると、点役庄屋に対しては一万石に八百石すなわち八ノ口の点役除が規定されているのに、石方庄屋にはその規定が無く、この時の石方庄屋の給分は小庄屋一般に支給される反米からの給分だけであつた。点役庄屋は石方庄屋に対して、宝曆の勤格式においてよりも更に優位にあつたわけである。次には更にさかのぼつて鳥ノ子帳の郡代定に比較しよう。ここでは点役庄屋の名もあらわれない。しかし配分地小庄屋に対する一万石ニ付八百石の点役除とは、元禄五年の郡方手頭で点役庄屋に対する点役除であり、鳥ノ子帳に言う配分地小庄屋は後の点役庄屋を指しているらしい。そうであれば配分地における点役庄屋と石方庄屋の正副の關係は時が立つにつれて全く顛倒したことになる。天和二年の日記に石庄屋の名が見当ること、当時それに対する庄屋は点役庄屋の名で呼んだ筈だとは速断できないわけである。

点役庄屋が村毎にあつたことも、もはや念を押すまでもあるまいが、明和六年の条の小城藩郡方調帳では、村役人の散使にも当時は

点役散使と石方散使があつたことも分る。まずこの頃までは点役庄屋は石方庄屋にひけを取らない庄屋であつたが、その後やがて点役庄屋は小庄屋の格を失つたらしく単に点役と呼ばれ、また点役はやがて郷毎に置かれるようになり、大庄屋で兼任することが普通にもなつた。

点役庄屋の小庄屋失格の年月は、管見の史料の限りでは正確な線を引くことが難しい。更に将来を期することにして、ここでは小城藩調帳と郡方調帳で大体の線を引く外はない。いま点役と言う役名があらわれる上限を探すと、調帳で天明八年十二月足輕若橋八左衛門への申渡に「右之者居村点役相勤候処」とある。しかしこの時連座した徒士鶴田藤兵衛への申渡には「夫料米配当帳下目付懸判之紙点役庄屋八左衛門迦取候を奥メ書直シ呉」とあり、前者が点役と略記したのか、後者が点役庄屋と誤記したのか、判断を保留したい。

点役庄屋の役名はこの後郡方調帳で寛政八年十二月堀江村と今村の百姓四十一人への申渡の文中に「久本刈点役庄屋七内聞付、為取除可申、人を遣見せ候処」とある例があり、翌寛政九年以降は専ら点役とあつて点役庄屋を見ない。点役庄屋の役名が失くなつた時は、対立する石方庄屋も特に石方に冠する必要が無くなつた筈である。

中期には点役庄屋に対し単に庄屋と称した例もあるが、普通には石方庄屋と称したのが、この頃になると調帳・郡方調帳に限らず小城

藩日記でも専ら単に庄屋となつている。点役庄屋の小庄屋格の失格の年代は大体この辺りであろう。ただかような推定に対し、一例だけであるが、犬山家文書の覚書「御点役方小庄屋勤方ケ条」に安政二年の日付があり「右之通ニメ郡方差出候事」とある。しかし犬山家文書でも嘉永二年と五年の夫丸乞管覚では既に天役庄屋でなくて天役であり、大庄屋で兼任した時も天役を兼任している。この勤方ケ条を差出したのは恐らく天役を兼ねた大庄屋犬山万之允であろうが、その頃点役庄屋の名が一時的に復活したのでない限り、曾て村々の点役庄屋が差出していた勤方ケ条をそのまま代用したのでは無からうか。

点役庄屋の顛落はその独自の職権を石方庄屋に侵されてきたことが考えられる。両者の職権には多分に重なるものもあつて、例えば村の百姓の博奕のことで、両庄屋が村横目と共に監督不行届として処罰されるのは屢々郡方調帳にある。それは当然だとしても、更に後述するように本来点役庄屋独自の権限にある夫役の賦課や夫料米の取立ての事について、点役庄屋が処罰される時に石方庄屋も連坐する例があらわれてきた。^⑩それは当時少くともその村に関する限りは、石方庄屋もかねて夫役の賦課等に関与していたからこそその連坐である。それに対して石方庄屋独自の権限である本米・口米の取立について、点役庄屋が共に連坐した例を見ない。前に述べたよう

に点役庄屋は本来石方庄屋に対し優位にあつた。しかし権限の量と比較してみると、夫役は凡てを料米で計算した場合、石方庄屋の本米・口米とは相当の差があり、石方庄屋が實際上、村で次第に重きを加えてきたことは推察できる。そうして勢の赴くところ点役庄屋独自の職権まで侵すに至ることは考えられないではない。またそうなれば、点役庄屋が庄屋として存在する意義も薄れる筈であらう。

次に『鍋島直正公伝』では、正確に享和元年と言わずとも、或る年代には各村の小庄屋に対し点役庄屋は少くとも何ヶ村かを兼ねたことがあることになる。その点郡方調帳で明和六年八月の申渡に岩蔵六ヶ村点役庄屋善七が処罰されている例は、裏付けに好都合の史料である。しかし外には兼任の点役庄屋の例が見当らず、岩蔵六ヶ村は山間部の寒村でもあれば例外とすべきものかも知れない。郡方調帳で見る例はむしろ点役庄屋から顛落した点役が兼任されて行く場合である。例えば郡方調帳で寛政九年十二月、下久須刈点役作右衛門・高柳刈点役権兵衛・上栗原刈点役忠右衛門・船田刈大江刈点役幸右衛門・與刈砂田刈点役伊平次の五人が共に処罰されているが、前の三人は一村専任の点役で、後の二人は二ヶ村兼任の点役である。尤もこの頃になると庄屋についても何々村懸り庄屋と肩書した二ヶ村兼任の庄屋が数多くあらわれて、兼任は点役の場合だけだとは言えない。庄屋以下の村役人については、また下級武士で勤める例

も珍しくなく、それは「泰国院様年譜地取」に引く天明元年丑雜事記によれば「諸郷零落之村々人柄有兼候ニ付」がその理由である。

そうであれば兼任の庄屋や兼任の点役も同様にして始まつたかと思われるが、幕末にもなると点役の方は郷毎にまとめられている。

大庄屋犬山家文書で見ると、嘉永五年小城藩領の数郷から郡方役所に差出した夫丸乞管(夫丸乞手形)控では各郷一人の天役があつたことが分る。そうしてこれを同じく嘉永二年に代官役所に差出した夫丸乞管控^⑩と比較すると、西郷天役だけは犬庄屋と別人であるが、他の三人は佐保川嶋郷天役が同郷大庄屋であることが明かであり、更に北郷天役と平吉郷天役も矢張り実は大庄屋であることも他の史料で確認できる。してみれば嘉永年間には点役は郷を単位とするに至つており、更にそれも大庄屋が兼任することが多かつたことが分る。『芙蓉旧話』は点役庄屋を大庄屋の別称にしているが、制度上は早く庄屋の格を失つて点役になつていたにせよ、俗称としては依然点役庄屋の名で呼ばれることがあり、大庄屋が兼任した場合には大庄屋を点役庄屋とも俗称したとして不思議ではない。

かような状態に至つた事情を推測してみると、一旦小庄屋の格を失つた点役はその後いよいよ(石方)庄屋に押されて点役庄屋の時の職権を失い、村においての存在が無意味になつたのであろう。その場合夫役賦課その他の用務について、点役の残存できる職場と言

えば、村毎の夫役賦課その他はすでに庄屋の職権になつたとは言え、それを郷毎に概括することは誰かを必要としたのであろう。しかしそれには郷毎に一人の点役があれば足りる。しかもその場合村毎の庄屋が担当したものを郷に概括することであれば、庄屋を監督するだけの権威が無ければならない。それには大庄屋が特別に点役を引立てて権威づけることもできたかも知れないが、それよりは寧ろ点役は単なる補佐役として、大庄屋は自らの名において村毎の庄屋に命令することが簡単だつた筈である。況やそれらの用務は配分地大庄屋としては本来重要な職責になつていた。配分地大庄屋の職責を列挙したものには、犬山家文書に天保十二年犬山万之允郷方差出覚がある。その中で「反米夫料米竹木買料米諸賃銀諸運上銀其外一切御上へ相納候銀米取立之事」とある一条は、後で引用する大小配分御点役方小庄屋勤方ヶ条にある点役庄屋の大事な職責でもある。勿論この場合点役庄屋の職責は末端の村についてであり、配分地大庄屋の職責は郷に概括してのことであるが、ここで注意されることは、配分地大庄屋の職責には、村々の石方庄屋の大事な職責である本米・口米の取立てを更に郷に概括することの方は数えられていないことである。その他大庄屋の職責には点役庄屋の職責と無関係の箇条もあることは当然だとは言え、配分地大庄屋の実際上の用務の多くは点役庄屋の用務を郷に概括することにあつたと考えられる。配

分地大庄屋が点役を兼ね、点役庄屋の俗称を得たことは自然な成行きであらう。

③ 元禄五年控御印郡方手頭

一大庄屋小屋屋給分之儀、定置候通反米方可為取事

付大庄屋ニハ地米老万石ニ付て貳百石宛、小庄屋ニハ老万石ニ千百石之点役差免候事

一配分地点役庄屋ニハ地米老万石ニ付て八百石之点役相除候事

④ 鳥ノ子帳郡代定

一大庄屋切米之儀、物成一万石ニ付反米拾五石宛とらすへき事

付地米一万石ニ付二百石宛之点役差免候事

一小庄屋ニハ地米千石ニ付て反米拾一石五斗宛とらすへき事

一蔵入小屋屋ニハ地米一万石付て千百石ツ、之点役差免候、配

分地小屋屋ハ地米一万石ニ付て八百石ツ、之点役相除候事

地米とは大まかに言つて物成のことである。正確に意味を限定するには通説と少し異なる私見を説明せねばならず、長くなるので止める。

点役差免と点役相除は実質的には同じことで、犬山家文書

の覚書には

大庄屋小屋屋料懸ケロ

一、御蔵入大庄屋ハ四ノ口、御取納方立入候ニ付

一、配分大庄屋ハ二ノ口

一、御蔵入小屋屋ハ拾老ノ口、御取納方立入候ニ付

一、配分小屋屋ハ八ノ口

とある。この場合共に百姓に夫役を課す、夫役に相当する料米を納めさせると言う意味である。しかし点役差免は時に百姓に夫役を免除してやるとの逆の意味で用いること

もある。鳥ノ子帳蔵入方定に「点役差免候所并律役相除候所帳ニ書付渡置候、此外私ニ点役差免候儀可為禁止事」とあるのはその例である。

幕末の犬山家文書の覚書では大庄屋の給与で、反米から出る分を大庄屋給米、点役の夫料米を大庄屋料米と区別しているが、給米・料米の名称の区別は古くさかのぼるわけにゆかない。（註⑥参照）

⑤ 戊戌九月六日

御領内石庄屋自今已後三年代リニ可被相定旨御吟味相澄、鴨打

千兵衛ニ被相達候事

⑥ 宝暦六年郡奉行勤格式

一小庄屋共給之儀、大庄や一掛之定米ヲ諸除を引、残有米ニ八ノ口役米之夫料米を令取納候、右有米千石ニ付而八拾石之料米拾貳石宛之勘定ニメ惣有米ニ懸ケ令取納候事

但右八ノ口之内、五ノ口分之料米者点役庄屋取納、三ノ口分之料米ハ石方庄屋取納之事

右小屋屋共給米之儀、佐嘉役米帳ニ除来候事

有米千石ニ付八拾石之料米拾貳石とは、夫料米は一五%の

高懸物だから有米千石に付八拾石に対する夫料米拾貳石と言ふ意味である。

⑦ 迦取は、はづし取りと読む。なおこれらの史料は下級武士が

村役人を勤めた例でもある。佐賀藩では郷村に住む下級武士は珍しくなく、彼等は百姓と一緒になつて五人組を作り、百姓と同様に年貢を納めていた。彼等の間から村役人を出すこともあった。

⑧ 佐賀平野には何々刈と言う村がある。何々ヶ里とも書き、条里制の名残と見られている。

⑨ 郡方罰帳五

榎田村庄屋与左衛門

村極目 十右衛門

点役庄屋 一郎兵衛

右之者共、先日長崎御奉行牛津之取御止宿ニ付、同村之者共致出夫候様、大庄屋筋方申達候処、何れも不罷出端的御用指支ニ相成候、役として其儘可指置様無之大形之至候、依之三人共呵捨候。

(明和四年)

亥九月

⑩ 覚

(本文略、但嘉永四・五年夫丸乞管)

(嘉永五年)

子十一月

西郷天役

太 助

北郷天役

犬山万之允

平吉郷天役

篠原新左衛門

佐保川嶋郷天役

中原 忠 藏

御郡方

御役所

⑪ 覚

(本文略、但嘉永一・二年夫丸乞管)

(嘉永二年)

西十一月

北郷大庄屋

犬山甚右衛門判

佐保川嶋郷右同

中原 忠 藏判

西郷右同

吉賀勘左衛門判

御代官

御役所

三 点役庄屋の職責

点役庄屋の職責について当然先ず問題になることは、その名に負う点役の語義であろう。かりにその職責が実際上は多岐にわたるとしても、少くとも点役はその主たる職責であつたに違いない。

ところで点役は本来中世の用語として知られ、それも別に地方的な用語でも無い。早く「古事類苑」は雑税の部に天役・点役の用例を示している。戦後になつて大塚史学会の『郷土史辞典』は点役を戦国時代乃至江戸時代における雑税の一種とする以上に、若干の考察を示しながら、なお明確な定義づけに至らなかつた。その点河出書房新社の『日本歴史大辞典』が夫役に徴発することであると断定したのは賛成である。ただそこに引例された志賀文書と武州文書だけでは、或いは点役の語義を夫役の賦課と限定してしまうことに、

一抹の不安を感じる方もあるかも知れない。さような不安に対しては、私は「多久家書類」から一連の文書、「水ヶ江光円寺之寺地ニ付て御代々被差出候御書出控」^⑧を紹介して置こう。最初の天文十八年の文書に出る点役の語義は、この文書の限りでは、それが公事に對するものであること以上には明確に定義づけることは難しいにせよ、これを次の永祿十年の文書に比較すると、点役が人夫を召仕うことを意味していることに疑問は残らないであろう。

しかし中世の点役は古代の租庸調の庸に当る夫役の賦課であつたとしても、近世の佐賀藩の用語としての点役は依然中世の語義に於いて用いられたことを確認しておかねばならない。佐賀藩の中世的用語には往々にして語義を転じた例が見出せるからである。しかし点役に関する限り中世の語義が生きていたことについては、例えば二代藩主鍋島光茂の家督相続の遊出の一条を引くことで足りよう。^⑨尤も近世も後期になると、点役庄屋が頓落して点役と呼ばれ、新しい語義が派生している。

そこで点役庄屋の主たる職責は点役すなわち夫役の賦課にあつたとして、その外にはどんな職責があつたかと言へば、小城藩領の大庄屋である犬山家文書に「大小配分御点役方小庄屋勤方々条」^⑩がある。その内容は全く多岐にわたるもので、更に末尾の文言には「右之外御政道相懸候儀万事」とさえある。しかし数々の条文の中で、

村の行政の上で極めて重要な本米・口米の取立てが数えられていないことは注意すべきであり、そのためには別に石方庄屋があるからである。条文の中で「諸点役夫丸方」や「諸御通路御通筋掃除其外夫丸方」が夫役の賦課であることは勿論として、「反米夫料竹木買料大小庄屋手当事」と「御上様御見落方六部已上相廻り候節除反米願之事」の二条は、これまた夫役の賦課に関係して、点役庄屋の重要な職責であるが、その理由を説明するにはかなり長文を要するので次節以下にゆづりたい。その他の条文で注意されるものに「諸運上銀右同断（取立之事）」の一条がある。小城鍋島家の「鍋島元武年譜地取」で宝永二年十月の条に、かねて小城藩から本藩に借金を願出していた五千両の内銀百貫目が渡され、このため同じく借金を願出していた小城領内の反米と諸運上の本藩納入を済ませたことが見える。大配分地の運上銀が本藩に収められたことについての一例であるが、旧佐賀藩士の相良宗蔵は、「明治二十七年談話筆記」の中で、「諸運上ハ大配分ト雖、御本方御取納タリ」と言つており、多久大配分が領内の酒屋に私の増運上を課し、小城藩が領内の紙座と共謀して運上を私収した例等を不法行為として挙げている。大配分の運上については細くは検討の余地があるが、少くとも原則的には本藩の収入になつていたらしい。ついでに佐賀藩で同業組合が座を称することは紙座に限らない。矢張り中世用語が残つた一例であろう。

⑬

一、水ヶ江光円寺之寺地ニ付て御代々被差出候御書出控
其方就下地之儀御口能承候条用一行候、点役等之事者涯分無
緩被相勤肝要候、又公事之儀者當時用次第唐銭分至当給人此
方被申合專一候、其外聊不可有異儀候、恐々謹言。

(祀造寺)

隆信判

正月廿五日

木下伊予入道殿

其方下地職之事口能承候、被任先規斗前半公事堅固閉目肝要
候、於其上若為当給人夫召仕之由仁候共、聊不可有分別候

永祿十年三月五日

鎮賢判

隆信判

光円寺永寿

⑭

鍋島光茂公年譜地取

一、百姓町人点役之者弥邪之入方無之様可令見分候、人馬大分
ニ仕候儀、下々及迷惑却て為國家にも不相成事候条、費之儀
無之、少分たり共相減候様可遂吟味候、雖然差当り召使候ハ
て不叶所を闕候儀ハ不可然候。

⑮

大小配分御点役方小庄屋勤方ヶ条

一、宗門人御改之事

一、諸法度之趣懇ニ申聞、月筈差出候事

一、諸御通路御通筋掃除其外丸手当之事

一、御糺御調子御裁許其外御呼出御捕者御用筋

一、公事訴訟其外諸願事

一、博奕賭之諸勝負喧嘩口論無之様其外諸取之之事

一、反米夫料竹木買料大小庄屋料取立之事

一、諸貫銀取立之事

一、諸運上銀右同断

一、御切手願并旅人滞在願儀又日払之事

一、諸見分事

一、配水之事

一、水旱風水害ニ付注進其外之事

一、御免札被差下候神職其外配札并上銀之事

一、神事法会之筋

一、無調法有之閉戸逼塞被仰付候筋立入候事

一、行倒者諸手数之事

一、刃傷殺害溺繪死ニ付注進其外

一、諸点役夫丸方

一、郷物方

一、往還筋儀又郷普請之事

一、御扱者居付手形之事

一、盗人達出之事

一、欠落者諸手数

一、代籠舎代座籠

一、御上様御見落方六部已上相廻り候筋除反米願之事

一、人改料米取立之事

一、行状不宜者達出之事

一、長寿者孝行奇特者調子合達出之事

右之外御政道相懸候儀万事相携儀御座候、以上

安政二年四月二日

右之通ニメ郡方差出候事

四 反米と点役

反米と点役の關係については、まず寛政元年の佐賀藩巡檢録で大町村の条を引用しよう^⑩。そこでは巡檢使への応答に、反米とは百姓が城内諸役所の夫役の代價に差出す五部の料米だとの説明があり、反米が本来点役に關係した理由を言うにはこれだけでも一応足りよう。

ところが同じ巡檢録で浜町の条では、五部の夫料反米の応答があり、その由米については上大町村での反米と殆ど同文と言つてよい程の説明になつている。これは巡檢使の来藩に備え予め藩から示された巡檢使応答の御含み書に従つたためであろうが、この時五部の料米の名は反米とも夫料反米とも呼んでいたことになる。この夫料反米の名は幕末にはすたれたらしく、史料に見当る名は少くとも管見の限り専ら反米である。尤も前節に述べた十五部の夫(料)米は幕末にもあるけれども、これは五部の夫料反米とは全く別の種類の料米である。

五部の料米についての二通りの呼び名は、遡つては、承応二年八月鍋島勝茂の覚書に反米とあり、寛永十四年三月勝茂の覚書で佐賀

藩の目安の項目を挙げた中では夫料反米とある。更に寛永十一年十月勝茂の夫料反米覚^⑪になると、簡条によつて反米と呼び夫料反米と呼んでいる。

さて夫料反米覚で、蔵入所は一石に五升宛配分所は三升宛とあるのは、配分地の百姓の反米の負担は蔵入地の百姓より軽かつたとは考えにくく、ここでは本藩に納入する分だけの反米を言っているらしい。犬山家文書の聞書に五部反米について「此内三部者上納、諸役所其外奉公人之給米也、二部者領主納、是又諸屋敷奉公人右同断」とあるのは幕末の例だとしても、それが近世初期に遡つても既に同様であつたらしいことは、明暦二年多久大配分の蔵入物成目安^⑫について考えられる。この目安で口段米は有米の恰度六%に当っているが、それは四部口米と二部反米を合計したもので、配分方の収入となる分の高懸物であり、佐賀藩では六部口米とも呼ぶものである。

この蔵入地五部配分地三部の反米は更にさかのぼると、旧佐賀藩士鍋島保脩の「内密手控」に抜抄された「寛永四年郡代への掟書」につながる。しかしここでは反米或は夫料反米の名でなく、単に夫料の名で呼ばれていることが注意される。

従つてこの五部の料米の名は、夫料に始まつて、間もなく反米又は夫料反米となり、幕末では反米になつていたことになる。

佐賀藩の夫役について深く立入る必要は無いであろう。ここでは次節に述べる十五部夫料米と共に、その前に始まつていた五部反米も本来は夫料米としての意味をもち、その一部は分割されて本藩の取入となつたことを言えは足りる。反米の取立てが点役庄屋の職責とされることは自ら明らかであろう。

しかし反米については今少しく付言しなければならぬことがある。それは反米の語がやはり中世的な用語であり、佐賀藩の初期には、今までに述べてきた例の外に、反米或は反銭・反銀の語の用例があるからである。

最も早い例では、慶長十二年鍋島直茂の書状に、龍造寺高房に対して反銭の躰でなりと米一万石を進じておきたいと思つたのに、との一節がある^⑭。続いて慶長十六年佐賀藩は名古屋城普請手伝に苦しんで、家中全体に百石に付三十石の上地を命じ、更に反米返納の名において百石につき七十石の出来を命じた。この頃から佐賀藩に対する城郭普請手伝の下命は屢々であり、忽ち佐賀藩財政は破綻した。元和七年龍造寺一族の四家は再度の三部上地を行つたが、家中一般の出来は例年のように行われた。そうしてこの出来が時には反銭また反銀とも呼ばれている。一二の用例を挙げると、「水江事略」に

「寛永二年公（鍋島勝茂）在江邸、欲掛七分反銭於家中」とあり、正保五年二月鍋島元茂の書状に「当御家にも家中より三部被召上、

其外度々反銀指上申候」とある。管見に入る反銭・反銀の用例はこれが下限であり、その後は出来或は御馳走米の名であらわれる。とにかく家中の出来を呼んだ反米は百姓が負担した五部反米とは区別しなければならぬ。また慶長十二年に鍋島直茂が工面しようとした反銭の形の反米とは中世につながるものかも知れないが、夫料米としての意味をもつた五部反米を中世につないで、中世の反米は夫料米であつたと言おうとするのではないことは特に断つておきたい。

⑮ 寛政己酉巡檢録（上大町村）

然者老石 = 付、何米何程相懸り候哉、被相尋候 = 付、反米と申候而老石 = 五升相懸り申候、右米之儀者何 = 相成候哉と被相尋候 = 付、右米之儀者城内諸役所之仕事日々相詰候而者、百姓共不勝手 = 有之故、料米を差出別 = 人を相抱被下候様、先年願 = 依而百姓之代り手男と申、右料米を以被相抱たる儀 = 而御座候。

⑯ 寛政己酉巡檢録（浜町）

其へ定て夫料反米相納候事 = 御座候と申上候処、夫者何の米筋 = 相当候哉御尋 = 付、城内諸役所用之遣夫日々 = 相詰候てハ遠在之百姓難渋仕候故、料米を相調、別 = 人を被相抱被下候様、先年相願候処、其通被差免、右料米を以て人を御抱 = 相成候て城内夫役を相勤来候 = 付、其忍米 = 相当候を夫料反米と申候由申上候、夫ハ何程相納候哉御尋 = 付、老石 = 付五升宛 = 御座候段申上候。

⑰ 「鍋島勝茂公譜考補」

一、百姓へ憐愍之事、老部差免其上反米免候事、配分地可為同

前、右申渡候時口上可入。

一、反米指免候ハ、人夫有之間敷候条、船子之者召仕可然事
 承応二年夏の旱魃と大雨に対し、八月廿二日鍋島勝茂から家
 老に宛てた覚書である。

⑱ 「多久家書類」

諸算用之内

一、蔵入、両蔵入之口米、諸与切米地之口米、小物成地、關所
 並見出、一、種子并未進（以下但書略）一、米の引残、一、金
 銀引残、一、不澄切、一、女共銀、一、もやい、一、夫料反米、
 一、見出、一、小物成

右条數一ヶ年宛之算用被相究候大目安見届候（下略）

寛永十四年三月廿日信濃守御印

多久美作殿

⑲ 「成富家古文書抜抄」

夫料反米覚

一、蔵入所ハ如此中老石ニ付五升宛之事
 一、配分所ハ如此中老石ニ付三升宛之事
 一、毎年反米可皆納事

付損毛之年ハ有米ニ可相懸事

一、反米方目安之儀、米目安人遣目安二通ニ可仕候（下略）

一、郷夫人數毎年凡三百人可召置事（付略）

一、夫料反米凡九千石之内、右三百人之扶持方食料相渡候（下
 略）

右無相違念ヲ入可申付者也。

寛永十一年十月二日信守印

成富十右衛門へ

この覚書は數条を抄した。

⑳ 肥陽旧章録

明曆2年蔵入物成目安
 （多久大配分）

石	5361,54244
1. 地米	
内	
落米	351,5814
否米	7,56511
合米	359,14651
有米	5002,39593
口段米	300,14376
二口合米	5302,53969
内	
米ニメ	123,32251
	麦成、麦ニ而納ル
メ有米	5179,21718

已上

明曆2年9月18日 木村善兵衛
 中西孫兵衛
 多久奎之允

㉑ 内密手控

一、寛永四年郡代へ之御掟書之内
 為夫料、物成老万石ニ付、蔵入方者五升、配分所へ三升、惣
 百姓共々差出、郷夫召仕間敷事
 但遣候半而不叶儀、手前ノ之在所之者ニ料を取らせ可召
 遣事

内密手控は貴重な史料を写しているが、かなり粗雑なメモで
 ある。この掟書にしても、物成老万石は物成老石の誤写の筈
 である。従つて最初の為夫料も為夫料反米では無かつたかと
 心配されないではないが、「多久家ニ有之候書物写」にある

近世初期（但し年不詳）の文書にも夫料とある例がある。

肥陽旧章録

一、江戸御話の間御不弁の事共も有之ましく候、（中略）右二千石の上にては御私遣もしも御不便にも思召らんと存知、親類談合申候て段銭の体にて成共米一万石進之置とせんにも可有御座候間、是を以思召儘御遣被召使候者共の御ふちかたにさせられ候様にと存知、（中略）学校被仰候は、段銭の体共にては相続かたく被思召候間先以相控候へと候つるに付て（下略）

（慶長十二年七月二十六日、龍造寺政家宛、鍋島直茂書状）

龍造寺隆信の嫡孫高房が不遇を憤つて妻と心中を図つた時、直茂から高房の父で病身で隠居中の政家に宛て、鍋島氏の立場を弁明した長文の書状で、「今度藤八郎（高房）殿御腹被召候儀誰人におあて被成候や」と逆怨みであることを訴えている。

多久家書類

信濃守が飛脚被申付候間、幸一書令啓上候、然者当領分之儀悉皆被相改、上下大小共ニ不残、百石ニ三十石之分差上申事ニ候、雖然貴様御知行之儀者信州存寄を以、以前ニ不相替様ニ斗被申付候、次ニ今度尾州御普請過分之入目付而、家中借銀不及力候間、返納百石より七拾石の反米を被申付候得共、是も御手前之儀者差迦被申候、旁以信州存寄不大形候條、其御心得尤候、為御存候、恐惶謹言。

霜月八日

多 長門守判

武 主殿助判
須 下総守判
諫 右近佐判

村 八助様
人々御中

信濃守は鍋島勝茂、差出人は龍造寺一族の四家、村八助は龍造寺の本家の村田八助、文中の差迦は差しはずしと読む。
②④ 水江事略は延宝の頃に編纂した大配分多久家の家譜。
②⑤ 鍋島元茂公御年譜所引、鍋島勝茂宛。

五 役米と点役

御点役方小庄屋勤方ヶ条に言う「反米夫料竹木買料大小庄屋料取立之事」の中で、夫料以下は一連の料米であつて、いわば広義の夫料米である。『芙蓉旧話』風の言い方では役米の取立てであるが、正確に言えば役米に対する正米の取立てである。

広義の夫料米は佐賀藩で四部口米・五部反米に対して十五部夫料米と呼んだもので、地米高に対し一五%の高懸物である。この時地米は役米と呼びかえられるのは、地米高に對して夫役が賦課され、すなわち地米高が点役の対象となるからである。

さて広義の夫料米の取立ての実例に、犬山家文書から「安政二年小城郡北郷五百町郷三日郷御点役除捺役米并反米其外根据帳」で大配分江里山村の分を引用し、分りやすく整理した表を併せ掲げる

ことにする。役米の一五%が正米になるのは、夫役は地米高一石に夫六人を賦課し、夫一人の代替を米二升五合と計算して、地米高一石に一斗五升の夫料米と言うことになる。大小庄屋料の役米は大庄屋料の方は地米高の二%、小庄屋料の方は同じく三%を計算したもので、鳥ノ子帳郡方条目に地米千石に付き二百石・八百石の点役とか、宝暦六年郡奉行勤格式に二ノ口・八ノ口の点役と言ったのはこの事である。竹木買料の役米は地米高から大小庄屋料の役米を控除したものに〇・一〇四八六を乗じて算出し、これは御本方（本藩）と御私領方（大配分、ここでは小城支藩）の間に一对三の比で分割される。以上竹木買料の役米までを控除した残の役米はいわば狭義の夫料米の役米であるが、これも本藩と配分で分割され、江里山村は大配分地であるため、その比は一对三になる。そうして本藩支配の狭義の夫料米は折半して、半分が抱夫料として納入され、半分は地元の前村に預けて置かれる。ついでに後段の反米その他の取立てについては、反米が地米高の五%に当たっていないが、この反米は五部反米の中で本藩に納入される分の三部反米であり、またその一五%は減免されているために、結局地米高の三%の八五%の数字になっている。本藩納入の分だけを挙げているのは、その後の竹木買料米や夫料米も同様であることは前段と較べると分る。大買物米は大庄屋の給分として、延享四年に新しく追加されたもので、江里山村の

ある北郷では地米高に〇・四五%の料米であった。

以上で、大小庄屋料米や竹木買料米が広義の夫料米に属すること、配分地における竹木買料米と狭義の夫料米は反米と同様に本藩と配分で分割することは大体言えたと思うけれども、この広義の夫料米の取扱には年代によつて若干の相違はあつた。例えば「泰園院様年譜地取」寛政二年四月の条で見ると、先年の抱夫仕組に際し特に従前のままに残されたと言う高米郡の村々から「自余大配分並、役米帳諸除差引、役米之四ヶ壺、小配分者三ヶ式之掟を以、納方被仰付候様」と願出ている。これは小配分地になると、狭義の夫料米の取扱が本藩と小配分で二対一の比で分割した史料にもなるが、また寛政二年を余り隔らない頃抱夫仕組すなわち夫役についての改革があつた筈である。それは恐らく犬山家文書の覚書に、今後夫料米の半分を現米で取納めると言う安永八年会所からの達書を写しているのに相当するであろう。かような程度の改革は安永八年の外にもあつたことであろうが、それよりも大事なことはこの種の夫料米は何時始まつたかと言うことであろう。前述したように佐賀藩には本来夫料米の意味で始まつた反米があり、承応二年なお百姓に反米を免除することは人夫が無くなることだつたとすれば、まだ当時は十五部の夫料米は無かつたとすべきであろうか。しかし鳥ノ子帳では大小庄屋の給分として反米から給与される分とは別に点役の料米があ

つて、この時には十五部夫料米が始つていたのであろう。そこで問題になるのは鳥ノ子帳の年代であるが、それがはつきりせず、鳥ノ子帳の最初の成立は或はむしろ承応二年より早かつたのかも知れないが、一旦成立して後も部分的に改訂が加えられていて、鳥ノ子帳の關係条文の年代は結局勝茂が歿した明暦三年より以前と云う以上に絞ることができない。

②A 安政二年小城郡北郷五百町郷三ヶ月郷御点役除撥役米并反米其外根据帳(大配分北郷江里山村)

1. 地米	石 98.2700				
内除役米	1.9654	此正米	0.2948	大庄屋料	
同米	7.8616	此正米	1.1792	小庄屋料	
同米	9.2741	此正米	1.3911	竹木買料米	
此内除米	2.3185	此正米	0.3478	右者御上納り、	
同米	6.9556	此正米	1.0433	御領中道橋其外御遺料	
メ除米	19.1011			右者御私領方	
残役米	79.1689			納り、竹木買料米	
内役米	19.7922	此正米	2.9688		
		此内米	1.4844	右ハ抱夫料納前	
		同	1.4844	右ハ村方為持置	
				候而往還普請其外御役人	
				方荷送料、御上御支配	
				右ハ御私領方御支配	
役米	59.3767				
メ					
1. 地米	98.2700	此反米	2.5059		
		米	0.3478	竹木買料米	
		同	1.4844	夫料米	
		同	0.1179	小庄屋料一部引	
		同	0.2440	牛津郡糴料	
		同	0.0372	郡方使前料	
		同	0.2950	大庄屋料	
		同	0.4422	大貫物米	
		同	0.2024	使前料	
		メ米	5.6768		

②B

江里山村地米 (石) 98.2700	}	大庄屋料(役米)	大庄屋料(正米)	}	本藩納(正米)	
		1.9654	$\times 0.15 = 0.2948$		0.3478	
		小庄屋料(役米)	小庄屋料(正米)		}	私領(大配分)納(正米)
		7.8616	$\times 0.15 = 1.1792$			1.0433
竹木買料(役米)	竹木買料(正米)					
9.2741	$\times 0.15 = 1.3911$					
残役米	79.1689	本藩支配夫料(役米)	同正米	本藩納抱夫料		
		19.7922	$\times 0.15 = 2.9688$	1.4844		
		大配分支配夫料(役米)		村方為持置夫料・但本藩		
		59.3767		1.4844	支配	
地米		大庄屋料(役米)				
$98.2700 \times 0.02 =$		1.9654				
地米		小庄屋料(役米)				
$98.2700 \times 0.08 =$		7.8616				
地米		大庄屋料(役米)		小庄屋料(役米)	竹木買料(役米)	
$(98.2700 - 1.9654 -$				$7.8616) \times 0.10486 =$	9.2741	
残役米		本藩支配夫料(役米)				
$79.1689 \times \frac{1}{4} =$		19.7922				
		大配分支配夫料(役米)				
$79.1689 \times \frac{3}{4} =$		59.3767				
地米		反米(但本藩納三部反米)				
$98.2700 \times 0.85 \times 0.03 =$		2.559				
地米		大貫物米(大庄屋大貫物米)				
$98.2700 \times 0.0045 =$		0.4422				

⑳ 犬山家文書の開書に、

一、三部反米へ御印地米より宍部半除引候残米三ヲ懸ル米也とある。

㉑ 圍じく犬山家文書の開書に、

但大賈物米

一、米

右者大庄屋賄用、將又上御役人被相越候御賄其外費用、但宍万石以上且以下ニ而も地米宍石ニ付五合貫と、延享四年卯七月御蔵方御頭人岡七之助殿より手頭被相渡、（中略）寛政武年戌八月廿五日又日御改格相成、惣而当郷之儀八千石以下ニ付、以来地米宍石ニ付四合五均相懸候也。

とある。

㉒ 安永八年亥正月六日会所々左之通被相達候。

一、諸郷村当時出夫多、耕作方差支及困窮候ニ付、諸配分共、夫料米之内半分之處現米ニ而御取納相成儀候条、（下略）

六 佐賀藩の行政と点役庄屋の立場

佐賀藩では大小配分に対し、その配分地の本米・口米を与えたが、反米と竹木質料米・夫料米についてはその一部は本藩に収め、運上銀も原則的には大配分地の運上に至るまで本藩に収めた。

しかし配分も大配分になると、相当広範圍の自治権があつたし、右のような税制は満足されるものでは無かつた。ことに小城・蓮地・鹿島の大配分は幕府からは藩として待遇されるに至つたことは、参

観交代や公家衆接待役その他の出費に悩まされたし、領内からの税収の一部が本藩に取り上げられることは痛かつた。そのためには運上銀私取の手段も講ぜられたが、反米や竹木質料米について本藩に納入の猶免を願出することは屢々であり、しかも容易に聞届けられなかつた。

ところで配分地の小庄屋の中で石方庄屋の方は配分方の用務に携るだけであるが、点役庄屋の用務は本藩と配分方の両方の用務に携わつたわけで、従つて点役庄屋の立場はその上役である大庄屋の立場と共に、本藩と大配分の関係が対立するとその間に挟まれて微妙なものがあつた。

『小城郡誌』は小城大配分の大庄屋について、「佐賀の本藩とは何等かの関係ありしか、小城藩内の出来事を佐賀に内達することありとて、小城藩では厄介視したり」と伝えている。小城藩開帳で見ると宝曆十一年正月、北郷大庄屋犬山兵部左衛門と平吉郷大庄屋藤原新助が三日の恒例の目見に罷出す蟻り居つたと呵捨てにあつてゐる。これ等も、小城藩が領内の大庄屋を処罰し得たのは大庄屋に対する支配権が小城藩にもあつたからこそではあるが、その反面大庄屋の行為そのものには、小城藩が日頃本藩の威勢を背景にした大庄屋にとかく輕侮され勝ちであつた様子を伺わせる。

そうして点役庄屋はこの大庄屋の腹心の下役の筈であつた。『小

城郡誌』がまた点役について、「佐賀の本藩と何等かの関係あるかの如く頗る勢威ありて」と伝えたことも肯けそうである。

本稿は昭和三十五年秋読史会大会での研究発表に補訂を加えた。利用した史料の所蔵者に対しては謹んで謝意を表したい。

△佐賀県立図書館

芙蓉旧話（蓮池鍋島家旧蔵）・水江事略写・鳥ノ子帳写・多久家ニ有之候書物写・大庄屋犬山家文書写・成富家古文書抜抄・内密手控・鍋島勝茂公譜考補写・鍋島光茂公譜地取写・泰国院様年譜地取写

△多久市立図書館

肥陽旧章録

△佐賀鍋島家内庫所

元禄五年郡方手頭・多久家書類・寛政己酉巡檢録・明治二十七年談話筆記

△佐賀大学付属図書館

小城藩日記・潤帳・郡方潤帳・宝暦六年郡奉行勤務格式（以上小城鍋島家旧蔵）

追記

②で内密手控によつた危ふげな引用は、その後になつて寛永永四年郡代江之仰渡之御書付を佐賀鍋島家内庫所にある泰盛院様御代御書物書抜の中に探し出すことができた。やはり「為夫料物成老石ニ付而」とある。

執筆者紹介

秋宗康子	京都大学大学院学生
河原由郎	福岡大学教授
新村祐一郎	京都大学大学院学生
水津一朗	京都大学助教授
城島正祥	佐賀大学助教授
礪波護	京都大学大学院学生
松山宏	立命館高等学校教諭
中村哲	京都大学助手
石川栄吉	神戸大学助教授

Tenyakukata-koshôya 点役方小庄屋
in the *Saga* 佐賀 Clan

by
Masayoshi Jôshima

Two *Koshôya* 小庄屋, *Myôkata-shôya* 名方庄屋 and *Tenyakushôya* 点役庄屋, were put over each village in the distributed lands *Chigyôchi* 知行地) villages of the *Saga* clan. Originally *Tenyaku-shôya* was superior to *Kokukata-shôya* 石方庄屋, but gradually it was overwhelmed by *Kokukata-syôya*, later lost its rank as a *Koshôya*, and in the late Shogunate period arranged into *Gô* 郷, being hold by a concurrent *Ôshôya* 大庄屋 in many casses. In the main tasks of *Tenyaku-shôya* were imposition of labor service, levy of not only *Furyômai* 夫料米 but *Tanmai* 反米 which originally meant *Furyômai*, *O-koshôya-ryô* 大小庄屋料, and *Chikubokukairyô* 竹木買料, or levy of *Unjôgin* 運上銀 and others free of labor service. These were partly or all kinds of the Clan's revenue, and of *Koshôya* in the distributed lands *Tenyaku-shôya* was of the clan, but a large distributed land had a considerably large self-government then the situation of *Tenyaku-shôya* in the large distributed lands seemed to be delicate between two factors.

Establishment of *San-ssû-shih* 三司使

—Reformation of *T'ang* 唐 and
Sung 宋 and *Shih-chih* 使職—

by
Mamoru Tonami

Shih-chih 使職, *Chieh-tu-shih* 節度使, *Tu-chih-shih* 度支使, and *Shumi-shih* 樞密使, the officials without constitution after the middle of *T'ang* 唐, were established in order to meet the social change and to strengthen the monarchy. These *Shih-chih* 使職, originated from *huan-kuan* 宦官, played an important role in dissolving the Medieval aristocracy and creating a new society after *Sung* 宋.